

審査結果の要旨

氏名 富江 直子

この論文は、1910年代から1940年前後を中心に、日本の救貧制度をめぐる言説実践としての政治過程を分析しながら、この時期を通じて一つの救貧理念が再生産されていく過程を明らかにし、このことによって日本の近代におけるその意味を考察しようとしたものである。

本論文は、明治・大正期から総力戦期に至る日本の救貧制度の中で繰り返し強調されたのが、“救済とは、人格の完成によって、一体としての〈全体〉への貢献を果たすことを可能ならしめることに他ならない”という救貧理念であったことを、多数の資料を用いながら明らかにする。この理念は個人の法的権利ではなく、また「国家」による一方的な恩恵でもない、“〈全体〉への主体的な参加の義務”である。このため救済を受ける者は、受身の客体 object であることを許されず、「国家」と「社会」の営みに参加する主体＝臣民 subject に変換され、〈全体〉の中に「所を得させる」ことが求められる。本論文はこれを“生存の義務”と呼び、日本の近代化における「シティズンシップ」の現れと見なす。“生存の義務”の下では、救済することも救済されることも〈全体〉への義務となるため、個人に対して救済の権利が認められることはない。また救貧はこの〈全体〉に内在する者に対してのみ認められることから、この理念の下では、〈全体〉の異物＝objectの生存を保障するものとして救貧制度を構想することはできない。本論文は、こうした“生存の義務”といった理念が、「国家」－「社会」関係と密接に関わりながら、「大正デモクラシー」から「戦時体制」へと至る時代の中でたえず再生産されてきたことを明らかにする。そのうえで戦前日本の救貧制度の形成が「国民」の形成というプロジェクトの一環であり、この制度の特性が近代化の未熟や封建遺制によってではなく、日本の近代化そのものによって生み出されたものであると主張する。

本論文の審査の過程では、社会学の論文としては資料の引用が多すぎるのではないかと、筆者のシティズンシップの理解に問題はないかと、などの意見も出された。しかし、本論文には以下のオリジナリティが認められる。(1)引用の多用によって、逆に、政策の形成に関わったアクターによる制度の意味づけの過程を明らかにすることができた。(2)思想と制度を媒介する「言説実践」という、従来は見落とされがちであった領域を設定して、この分析を詳細に行った。(3)意味の領域としての「国家」・「社会」とアクターとしての「国家」・「社会」を区別して、既存の「国家」と「社会」の関係を再考した。(4)救貧制度を国民の形成という文脈のなかに置くことにより、従来は日本の近代化の遅れとして理解されがちであった戦前日本の救貧制度の性格を、近代化そのものによってもたらされたものであるとの結論を引き出した。(5)“生存の義務”としての「シティズンシップ」を日本の近代化の過程における、国民形成のイデオロギーの一つとして対象化した。また、本論文は、資料の綿密な分析をつうじて自説を展開していくという点で、社会学としての研究手続きも適切に踏んでいる。

よって当審査委員会は、本論文が博士（社会学）の学位を授与するに値するものであるとの結論に到達した。